

2020年7月20日

各位

北海道旭川市4条通8丁目
旭川信用金庫

全自動貸金庫導入に伴う貸金庫規定の改定について

当金庫は、全自動貸金庫を新たに導入するため、2020年8月3日より規定を改定いたします。改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、改定の内容および改定される規定をお知らせいたします。

記

1. 改定する規定は下記のとおりです。

なお、改定後の規定を当金庫ホームページに掲載します。

(1) 貸金庫規定

2. 改定の内容は下記のとおりです。

貸金庫規定

変更後	変更前
1. ~4. (省略) 5. (貸金庫の開閉等) (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届け出た代理人が正鍵を使用して行ってください。 (2) 開庫にあたっては、当金庫所定の開扉票に届け出の印章により記名押印して提出してください。 <u>(削除)</u> (3) <u>前項にかかわらず、全自動貸金庫を開庫する場合は、借主または代理人が貸金庫カードを読み込ませ、暗証番号を入力してください。ただし、停電、故障等により貸金庫カードによる貸金庫開庫ができない場合には、貸金庫カードを提示のうえ当金庫所定の開扉票に署名して提出してください。</u> (4) <u>格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。</u> (5) <u>閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。</u>	1. ~4. (省略) 5. (貸金庫の開閉等) (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届け出た代理人が正鍵を使用して行ってください。 (2) 開庫にあたっては、当金庫所定の開扉票に届け出の印章により記名押印して提出してください。 <u>なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。</u> <u>(追加)</u>
6. (届出事項の変更等) (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当金庫に届け出てください。この届け出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 <u>正鍵または貸金庫カードを失ったときもしくははき損したときも同様とします。</u> (2) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着し	6. (届出事項の変更等) (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当金庫に届け出てください。この届け出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 <u>正鍵を失ったときもしくははき損したときも同様とします。</u> (2) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着し

変更後	変更前
<p>または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>7. <u>(印章、鍵、貸金庫カードの喪失時等の取り扱い)</u></p> <p>(1) 印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続きをした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>(2) 正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取り替えに要する費用を支払ってください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。</p> <p>(3) <u>貸金庫カードの盗難・紛失の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。また、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。</u></p> <p>8. <u>(印鑑照合、貸金庫カード・暗証番号の管理等)</u></p> <p>(1) <u>開扉票、諸届けその他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影（または署名）を届け出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取り扱いをいたしましたうえはそれらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。</u></p> <p>(2) <u>当金庫は、全自動貸金庫操作の際に使用された貸金庫カードが、当金庫が本人に交付した貸金庫カードであること、および入力された暗証番号と届け出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ開扉します。</u></p> <p>(3) <u>貸金庫カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。貸金庫カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちに貸金庫カード使用停止の措置を講じます。</u></p> <p>9. ~14. (省略)</p>	<p>または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>7. <u>(印章、鍵の喪失時等の取り扱い)</u></p> <p>(1) 印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続きをした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>(2) 正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取り替えに要する費用を支払ってください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。</p> <p>(追加)</p> <p>8. <u>(印鑑照合等)</u></p> <p>開扉票、諸届けその他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影（または署名）を届け出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取り扱いをいたしましたうえはそれらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。</p> <p>(追加)</p> <p>9. ~14. (省略)</p>